

ご存知ですか??

「領収書」等に係る**印紙税の非課税範囲が拡大されました！！**

平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます

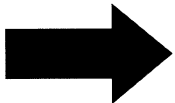
※1 金銭又は有価証券を受領したものがその受領事実を証明するために作成し相手方に交付する証拠証書をいう。

※1 現在、「金銭又は有価証券の受取書」について、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

ここでは、改正された中でもっとも使われる課税文書についてお知らせいたします。

売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、但し平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が5万円未満のものが非課税となります。  
(抜粋)

平成26年3月31日まで 記載された契約金額が	
3万円以上 100万円以下	200円
~~~~~	
1千万円を超え5千万円以下	1万5千円
5千万円を超え1億円以下	4万5千円



平成26年4月1日～平成30年3月31日 記載された契約金額が	
5万円以上 100万円以下	200円
100万円を超え200万円以下	400円
200万円を超え300万円以下	600円
300万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1千万円以下	2千円
1千万円を超え2千万円以下	4千円
2千万円を超え3千万円以下	6千円

「請負に関する契約書」や「不動産の譲渡に関する契約書」で、平成30年3月31日までに作成されるものについても、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。

※ 消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は『領収証』等に記載された受取金額に含めないこととされています。